

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年 4 月 12日

支出負担行為担当官

外務省大臣官房会計課長 水嶋 光一

◎調達機関番号 014 ◎所在地番号 13

○第 号

1 調達内容

(1) 品目分類番号 26

(2) 購入等件名及び数量 「日本用本国生計費」

「在外公館所在地における生計費を算出し、指数化したもの」「在外公館所在地における生活環境の厳しさを評価し、数値化したもの」の調達

(3) 調達件名の特質等 入札説明書による。

(4) 納入期限 平成25年 7 月 5 日

(5) 納入場所 支出負担行為担当官が指定する
場所。

(6) 入札方法 上記 1 (2)の総額にて行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該

金額の 5 % に相当する額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する額を入札書に記載すること。

- (7) 本調達は、入札及び書類の提出を「紙」にて行うものとする。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成25・26・27年度外務省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」の A、B 又は C 等級の何れかに格付けされた

競争参加資格を有する者であること。

(4) 入札説明書に定まる要件を満たす者であること。

(5) 外務省及び他の省庁等から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、
入札説明書の交付場所

〒100－8919 東京都千代田区霞が

関 2－2－1 外務省大臣官房会計課調

達室 金石 洋平 電話03－3580－3311

内線3981 F A X 03－5501－8097

(2) 入札説明書の交付方法

上記 3 (1) の場所において随時交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

平成25年 5 月 10 日 午前11時00分

外務省入札・開札室（206号室）

（応札を希望する者は必ず本説明会に参加すること。出席を希望する者は、出席予定者を平成25年 5 月 9 日午後 3 時00分までに上記 3

(1)まで F A X にて連絡すること。

- (4) 入札書の受領期限 平成25年 6 月 3 日 正午
12時00分までに上記 3 (1)に示す場所に入札書
等提出しなければならない。

郵送による場合は受領期限までに必着のこと。

- (5) 開札の日時及び場所 平成25年 6 月 5 日
午後 2 時00分 場所は上記 3 (3)に同じ。

- (6) 問い合わせ先

入札手続関係：上記 3 (1)に同じ。

仕様関係：外務省大臣官房在外公館課

在外勤務支援室 原 孝幸

電話 03－3580－3311 内線 5534

F A X 03-5501-8117

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及
び通貨 日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札者に要求される事項 この一般競争入
札に参加を希望する者は、入札書及び証明書
等書類を入札書の受領期限までに提出する

こと。なお、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(4) 入札書の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要。

(6) 落札者の決定方法 本公告に示した業務を確実に納入できると支出負担行為担当官が判断した書類を添付して入札書を提出した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めら

れるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、次に有利な入札を行った者を落札者とすることがある。

(7) 手続における交渉の有無 無。

(8) その他 詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Classification of the products to be procured: 26

(2) Nature and quantity of the products to be purchased: ‘Home country spendable income tables designed for Japanese nationals.’ ‘Cost of living indices designed for Japanese nationals in cities where Japanese embassies and consulates are Located.’ ‘Hardship indices designed for Japanese nationals in cities where Japanese embassies and consulates are

located.’

- (3) Delivery period: July 5, 2013
- (4) Delivery place: The place will be specified later.
- (5) Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall: ① not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause; ② not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting; ③ have Grade A, B or C “offer of Services, etc” in terms of the

qualification for participating in tenders
by the Ministry of Foreign Affairs
(Single qualification for every ministry
and agency) in the fiscal years 2013,
2014 and 2015.

(6) Date and time of tender explanation
meeting: 11:00 a.m. May 10, 2013

(7) Time-limit for tenders bring with:
12:00 p.m. June 3, 2013.

(8) Contact point for the notice: Takayuki
Hara, Overseas Postings Support Division,
Minister's Secretariat, Ministry of Foreign
Affairs 2-2-1 Kasumigaseki,
Chiyoda-ku, Tokyo 100-8919 Japan.
TEL.03-3580-3311 Ext.5534